

田村市手話言語及び障害者コミュニケーション条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であること及び障害のある人のコミュニケーション手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、手話が言語であることを理解し、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を促進し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 言語 音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。
- (4) 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段 手話、音訳、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指点字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り等の障害の特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。
- (5) 合理的な配慮 個々の場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、過重な負担にならない範囲で、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう実施する必要かつ合理的な取組をいう。

(基本理念)

第3条 第1条に規定する地域社会の実現は、次に掲げる理念を基本として推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることへの理解の増進は、手話が独自の体系を有する言語であることを基本として行わなければならない。
- (2) 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての人が相互の理解及び人格と個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。
- (3) 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保するため、市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携して取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話が言語であることへの理解の増進及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話が言語であることを理解し、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるとともに、障害のある人が障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用するための合理的な配慮を行う

よう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることへの理解の増進及び障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及啓発に関する施策
- (2) 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を習得する機会の創出に関する施策
- (4) 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を支援する者の確保及び養成に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。